また、近年、建設業等異業種からの林業への参入が増加傾向にあることから、フォレストマイスター養成支援事業において基礎的な研修から実践的な研修まで幅広い研修を実施してきた。これにより、林業労働力の減少・高齢化に歯止めがかかりつつある。

林業新規参入者数の推移

年度	H21	H22	H23	H24	H25
林業新規参入者数 (人)	131	135	120	76	54

② 森林整備の推進

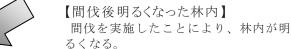
県では、平成13年を「森林そ生元年」と位置づけ、森林の環境資源としての役割を重視し、保水機能の高い水源林を整備する事業や、公益上重要であるにもかかわらず放置された森林について管理する事業及び県民参加の森林づくりを目指した事業等、新たな視点に立った森林の整備を強力に推進している。



【暗い林内】 適切な間伐が実施されていないため、 林内に光が差し込まず真っ暗なスギ・ヒ ノキ林。植栽木は、か細く地表面に植生 が見られない。









【間伐実施一年後の林内】 間伐を実施して一夏を越えた林内では、適度の光が林内に差し込み、地表面 に下草が生えてきた。

また、森林の有する水源のかん養、災害の防備、生活環境の保全・形成等の公益的機能を発揮させる必要のある森林を保安林として指定し、その森林の所期の機能の維持・増進を図り、公共目的を達成するため、水源地域整備事業、保安林整備事業、共生保安林整備事業等の治山事業を積極的に推進し、健全な森林の育成を行っている。

間伐実施面積の推移

年度	H21	H22	H23	H24	H25
間伐実施面積 (ha)	9, 640	8, 907	8, 005	5, 659	6, 120

③ 森林環境税の活用

これまで森林は、主に林業者や国、地方公共団体によって、造成・維持・管理が行われてきたが、県民や社会からの多様な要請や期待の高まりから、従来の体制や方法では、県民のニーズに応えることができなくなってきた。

そこで、これまで県が進めてきた「森林そ生」対策を更に一歩進めるために、 平成17年度から森林環境税を導入し、県民参加による「森林環境の保全」と「森 林と共生する文化の創造」を実現するための様々な施策を実施している。

森林環境税を活用した施策では、緊急に整備が必要な森林の集中的な機能回復を目指す「森をつくる」事業や、木材利用の意義、安定的な供給、多様な用途などの普及啓発を推進する「木をつかう」事業、森との触れ合いを通じて森林の重要性に対する理解を深め、県民参加の森林づくりを促進する「森とくらす」事業のほか、市町や県民が自ら企画、立案、実行する森林づくり活動に対し支援する公募事業などを実施している。

森をつくる

森林そ生集団間伐促進事業

(森林そ生推進団地内における森林整備)



松林保全事業 (県木である松林の保全)



集落等山地災害危険地区整備事業

(土砂流出防止機能を高める森林整備)



フォレスト・マイスター養成支援事業 (森林を整備する作業技術者等を養成)

